

京都大学医学部附属病院  
床頭台・ベッドサイド端末設置・運営等事業

要求水準書

令和3年6月2日

令和3年7月12日訂正（赤字部分）

令和3年8月20日訂正（青字部分）

京都大学医学部附属病院

< 目 次 >

1	要求水準書の趣旨	- 1 -
2	事業コンセプト	- 1 -
3	事業内容等	- 1 -
	(1) 事業内容	- 1 -
	(2) 事業場所／床頭台ユニット等の設置設備の内訳	- 1 -
	(3) 設置・運営等事業期間	- 2 -
	(4) 事業のスキーム	- 3 -
4	床頭台ユニットの構成備品等	- 4 -
	(1) 基本要件・設置場所	- 4 -
	(2) 床頭台ユニットの構成備品と仕様	- 5 -
5	床頭台ユニットに係る提供サービス	- 17 -
	(1) 床頭台ユニットのメンテナンスサービス	- 17 -
	(2) 入院時の同意説明・利用料金の収納方法	- 19 -
6	インフラ設備等条件	- 20 -
	(1) 床頭台ユニット設置場所（病室：ベッド周り）	- 20 -
	(2) 事務所・倉庫	- 21 -
	(3) その他	- 21 -
7	床頭台ユニットの利用料金	- 22 -
8	放送受信契約及び放送受信料等の支払い	- 22 -
9	必要経費の負担区分	- 22 -
10	損害賠償等	- 23 -
11	原状回復	- 24 -
12	運営に当たっての留意事項	- 24 -

## 1 要求水準書の趣旨

本要求水準書は、京都大学医学部附属病院が要求する本事業の水準を示し、参加事業者の提案の具体的な指針とするとともに、事業者選定の基準としても用いる。

参加事業者は、「患者中心の開かれた病院」という京都大学医学部附属病院（以下「病院」という。）の考え方のもと、本要求水準書を満たす限りにおいて、自由に提案を行うことができるものとする。（本要求水準書における用語は、特段の定めがない限り、募集要項と同一とする。）

## 2 事業コンセプト

“ 患者さんが安全・快適に療養できる環境の提供 ”

## 3 事業内容等

### (1) 事業内容

床頭台・ベッドサイド端末設置・運営等事業

（以下、床頭台・ベッドサイド端末を「床頭台ユニット」という。）

#### 【詳細】

事業者は、病室での入院患者の療養環境の向上と医療看護支援を目的として、テレビシステムに加え、ベッドサイド端末を備えた床頭台ユニットをメンテナンスサービス付きでリース契約（又はレンタル契約）により提供し、患者さんのベッドサイドでの入院生活支援、利便性の向上及び医療スタッフへの情報共有支援を実現する。

### (2) 事業場所／床頭台ユニット等の設置設備の内訳

事業場所	京都大学医学部附属病院 建物内	
所在地	京都市左京区聖護院河原町 54	
床頭台ユニット等 設置設備の内訳と 台数	A. 床頭台ユニット 一般用：セット A	9 5 5 台
	B. 床頭台ユニット 小児用：セット B	6 0 台
	C. 床頭台ユニット ユニット用：セット C	4 0 台
	D. 床頭台ユニット 間仕切り家具型 KCNT 用：セット D	1 6 台
	E. 床頭台ユニット 間仕切り家具型精神科用：セット E	1 6 台
	床頭台ユニットの構成備品及び仕様は、「4 床頭台ユニットの構成備品等」に記載のとおりとすること。また、床頭台ユニットを運用するために、構成備品(エ)ベッドサイド情報端末の関連機器として、以下を提供すること。	
	(エ) ベッドサイド情報端末サーバ	1 式
	〃    ビーコン管理画面又は端末	1 台
	(エ) ベッドサイド情報端末（入院受付窓口用）	5 台
(キ) BLE ビーコンバッチ	2,000 個	

	<p>※ 床頭台ユニットは、設備備品の故障、汚損、破損等による不具合が生じた場合や病床再編等に備え、上記台数以外に「5 床頭台ユニットに係る提供サービス」に記載の数量の予備を、それぞれ構成備品ごとに下記の事務所・倉庫に確保すること。また、この数量含めた総数をリース台数（レンタル台数）とすること。</p> <p>※ 設置設備の設置場所及び台数については、別表2「床頭台ユニット設置場所一覧表（予定）」のとおりとする。なお、京都大学医学部附属病院の運用変更（診療形態の変更、提供サービスの変更、病棟の再編等）等により、設置場所並びに台数を変更する場合がある。</p>
	設置場所の使用料及び光熱水費：無償
事務所・倉庫 ( 53 m <sup>2</sup> )  ※倉庫1 (26 m <sup>2</sup> ) 倉庫2 (27 m <sup>2</sup> )	<p>中病棟3階 倉庫1、2 (2部屋) (別紙図面1のとおり)</p> <p>※ 床頭台・ベッドサイド端末設置及び運営等事業に係る事務所及び予備設備の保管場所として提供する。貸与は、事業者の希望（提案）とする。</p> <p>※ 提供場所については、同程度の面積の別の居室に変更になる場合もある。</p>
	<p>居室の使用料及び光熱水費：事務スキームによる 業務委託型：無償 / 自主運営型：有償 有償貸付開始日：令和4年8月1日以降、事業者の希望日から。</p>
有償費用の単価	<p>居室の使用料：1年分 一括前払い 令和3年度：年間 m<sup>2</sup>単価 12,464円（税抜） 光熱水費：毎月払い 京都大学の契約単価により、京都大学が設定した金額とする。 令和3年度：事業者に供給する光熱水費の単価 ・電気料金 1kWh 16円30銭（税抜） ・水道料金 1m<sup>3</sup> 412円86銭（税抜） ※料金は、前記単価に居室のm<sup>2</sup>数、使用量を乗じて得た額とし、円未満の端数は四捨五入とする。 ※消費税及び地方消費税相当額は、料金計算額に対象となる期間に適用される消費税率を乗じて得た額とし、円未満の端数は四捨五入とする。 ※前記単価に係る大学規定は毎年更新される。</p>

### (3) 設置・運営等事業期間

令和4年10月1日から令和11年9月30日までの7年間とする。

(留意事項)

- ① システム開発により遅延する場合にはこの限りとせず、遅くとも令和5年1月1日までに事業を開始するものとする。但し、事業期間は約7年とし、終了日は開始日にかかわらず令和11年9月30日とする。

- ② 本契約満了後の更新(延長)に関しては、終了日の1年6か月前までに、現状の床頭台ユニットをそのまま継続して使用(再リース)することを条件に協議するものとする。更新する場合は、更新期間は最低1年間とし、令和14年9月30日(10年間)を超えない期間とする。
- ③ 事業開始日の前月中に現行事業者の床頭台ユニットとの入れ替え作業を行い、開始日(月の初日(1日))から全台数使用できる状態にすること。なお、床頭台ユニット入れ替え作業に当たっては、病院建物内に仮置き場を提供する。

#### (4) 事業のスキーム

本事業のスキームは、事業契約書に基づく以下のスキーム(業務委託型)での実施を予定している(別表1参照)。なお、本スキームは予定であって、これを絶対条件としているわけではない。別のスキームを提案する場合は、事業スキーム以外の要求水準を満たしたうえで、提案書にて具体的な事業スキームを提案すること。

また、利用料金が全額、事業者に帰属されるスキーム(自主運営型)の提案の場合は、その収入金(売上高)に対する病院への還元に関する提案や方針・考え方を必ず提案すること。(可能であれば、業務委託型、自主運営型の両方の提案をお願いしたい。)

##### ① 利用料金(定額の利用料金)

利用料金を定額制(1日:300円~400円(税別)を病院は希望、以下同様)とし、利用者(患者とその家族、以下同様)自らがベッドサイド端末により申し込みするか、患者総合サポートセンター入退院受付窓口で申し込みするかにより手続きを行い、使用を開始する。利用料金はキャッシュレス決済等により事業者が収納し、その収納した利用料を毎月病院に報告し病院指定の銀行口座に振り込みにより納付する。収納報告には、事業者の収納システム等から出力される明細書が添付されることが望ましい。必須の要件以外(事業者提案)サービスの利用料については、その取扱いを事業者の提案より決定する。利用料金に関する要求水準は、「5 床頭台ユニットに係る提供サービス(2)入院時の同意説明・利用料金の収納方法」及び「7 床頭台ユニットの利用料金」に記載している。

##### ② 事業費用

事業費用を病院より委託料として毎月事業者を支払う。委託する事業内容の要求水準は、「4 床頭台ユニットの構成備品等」から「6 インフラ設備等条件」に記載している。

## 4 床頭台ユニットの構成備品等

### (1) 基本要件・設置場所

#### ① 基本要件

(ア) すべて新品とする。

(イ) 患者が利用することを踏まえ、安全性・利便性に配慮した設備を導入し、床頭台並びに設置備品の利用方法及び利用料金が容易に分かる取扱説明書を、すべての床頭台ユニットに備え付けること。

(ウ) 設備備品の故障、汚損、破損等による不具合が生じた場合や病床再編等に備え、設置台数以外に「5 床頭台ユニットに係る提供サービス」に記載の数量の予備品を、それぞれ構成備品ごとに事務所・倉庫に確保すること。

#### ② 設置場所

(ア) 床頭台ユニットの設置場所は、別表2「床頭台ユニット設置場所一覧表(予定)」のとおりとする。

(イ) 病院の運用変更(診療形態の変更、提供サービスの変更、病棟の再編等)等により、設置場所並びに台数を変更する場合がある。

#### ③ 利用料金の対象とする設備(課金対象設備)の要件

利用料金は、1日:300円~400円(税別)の定額制を予定しており、この要求水準書では、利用料金の対象とする設備を「課金対象設備」又は「課金対象」と記載している。

課金対象設備の利用を希望しない患者からの徴収は行わず、また、一部の有料個室での利用を無料(課金対象外)にする運用をするので、これらに対応するために課金対象設備は以下の要件を満たすこと。

(ア) 課金対象設備は、キャッシュレス決済(交通系電子マネー、その他の電子マネー、クレジットカード)が利用できる仕組みや機能を有すること。また、キャッシュレス決済ができない利用者のために、利用者の利便性も考慮した上で適切な支払方法を構築すること。

(イ) 課金対象設備は、使用を希望しない人には利用できない仕組みや機能を有すること。

(ウ) 課金対象設備のうち小型冷蔵庫のみ、病院の判断で、課金対象設備の使用を希望しない人であっても、無料で利用できる仕組みや機能を有すること。

(エ) 利用料を無料としたい有料個室への対応のために、「無課金」にする仕組みや機能を有すること。

(オ) 利用料を無料にしたい人の対応のために(これは、どの部屋に入院しても無料とするケースを想定)、「無課金」にする仕組みや機能を有すること。

(カ) 病院の床頭台ユニットの運用は、利用者のベッド移動(部屋移動)とともに移動する運用としているので、この移動に対応して「課金 or 無課金」が設定できるような仕組みや機能を有すること。

(キ) 床頭台は、コンセント(2口)のみ課金対象設備とすること。

## (2) 床頭台ユニットの構成備品と仕様

### ① 床頭台ユニットの構成備品

床頭台ユニットは、以下の構成備品が1つのユニットとなったものを提供すること。個々の構成備品の仕様は、「④ 床頭台ユニットの構成備品の仕様」に示す。なお、利用料金は、1日：300円～400円（税別）の定額制を予定しており、利用料金の対象とする設備は、「課金対象」と記載している。また、課金対象設備の利用を希望しない患者からの徴収は行わない運用とすること。

構成備品	課金対象	備考
(ア) 床頭台 一般用・小児用： ハイタイプ型又はミドルタイプ型 ユニット用：ミドルタイプ型	<u>コンセント</u> <u>(2口)のみ</u> <u>課金対象</u>	一般用：セットA 小児用：セットB ※一般用と小児用はハイタイプ型でもミドルタイプ型でもよい。 ユニット用：セットC ※ユニット用はコンパクトなミドルタイプ型とする。
(イ) 床頭台 KCNT用：間仕切り家具型 (ロッカー付き) 精神科用：間仕切り家具型 (ロッカーなしの予定)	<u>コンセント</u> <u>(2口)のみ</u> <u>課金対象</u>	KCNT用(ロッカー付き)：セットD 精神科用(ロッカーなし)：セットE ※令和3年10月末竣工の北病棟2階に移転する精神科病棟での使用(新規導入)を予定している。ロッカーは現行品を使用する予定なので、ロッカーと上手く調和した既定面積を確保できる間仕切り家具とすること。
(ウ) テレビシステム	課金対象	床頭台上部に固定取付け。
(エ) ベッドサイド情報端末	—	モニタは、床頭台への固定取付け型又はタブレット型。(テレビとベッドサイド端末モニタの2画面を有すること。) 病院電子カルテシステムと連携すること。
(オ) NFC (Type A/B/F) 情報入力装置	—	床頭台又はベッド頭側の壁面に設置。看護師が医療行為に支障なく使える場所に設置するように配慮すること。
(カ) Blu-ray 再生機	課金対象	小児用：セットBのみ。
(キ) 小型冷蔵庫	課金対象	床頭台下部にセットできるもの。
(ク) セーフティーボックス	—	長財布対応。鍵付き。
(ケ) 課金装置	—	事業者の提案内容によって必要な場合は設置すること。床頭台内蔵。

② 床頭台ユニットの種類と構成備品

《 必須の設備 》

床頭台ユニット 構成備品	課金区分	一般用	小児用	ユニット用
		セット A	セット B	セット C
(ア) 床頭台 ハイタイプ型又はミドルタイプ型	コンセント (2口) のみ 課金対象	●	●	—
(ア) 床頭台 コンパクトなミドルタイプ型	コンセント (2口) のみ 課金対象	—	—	●
(ウ) テレビシステム	課金対象	●	●	●
(エ) ベッドサイド情報端末	—	●	●	●
(オ) NFC (Type A/B/F) 情報入力装置	—	●	—	●
(カ) Blu-ray 再生機	課金対象	—	●	—
(ク) 小型冷蔵庫	課金対象	●	●	●
(ケ) セーフティーボックス	—	●	●	●
(コ) 課金装置	—	●	●	●

床頭台ユニット 構成備品	課金区分	KCNT 用	精神科用
		セット D	セット E
(イ) 床頭台 間仕切り家具型(ロッカー付き)	コンセント (2口) のみ 課金対象	●	—
(イ) 床頭台 間仕切り家具型(ロッカーなし)	コンセント (2口) のみ 課金対象	—	●
(ウ) テレビシステム	課金対象	●	●
(エ) ベッドサイド情報端末	—	●	●
(オ) NFC (Type A/B/F) 情報入力装置	—	●	●
(カ) Blu-ray 再生機	課金対象	—	—
(ク) 小型冷蔵庫	課金対象	●	●
(ケ) セーフティーボックス	—	●	●
(コ) 課金装置	—	●	●

設置病棟によっては、(ウ)～(ケ)の構成備品の一部を設置しない構成で配置する場合もあるので、対応できる備品については対応すること。また、設置しなかった備品は予備品として運用すること。

上記以外に必須の設備のサービスを提供していくうえで必要となる周辺装置や設備は、全て事業者自らの負担（費用と責任）で用意すること。



③ 現行の床頭台ユニットの大きさ等（参考）

一般用・小児用 ミドルタイプ型	約 W500mm×D600mm×H1,600mm（突起物含まない）
間仕切り家具型 KCNT 病棟導入設備	約 W2,100mm×D550mm×H1,900mm（突起物含む）

④ 床頭台ユニットの構成備品の仕様

(ア) 床頭台（ハイタイプ型／ミドルタイプ型）

< 必須の要件 >

1. 外形寸法は、ベッド横に設置できる大きさで、  
 一般用・小児用：ハイタイプ型は、W500mm×D600mm×H1,800mm 程度以内  
 一般用・小児用：ミドルタイプ型は、W500mm×D600mm×H1,600mm 程度以内であり  
 （すべて突起物を含まない）、どちらかのタイプを提案すること。  
 ユニット用：ミドルタイプ型は、W500mm×D530mm×H1,600mm 程度以内（コンパクトなもの）  
 （突起物を含まない）であること。
2. (エ)ベッドサイド情報端末モニタを床頭台への固定取付け型で提案する場合は、ハイタイプ型であってもミドルタイプ型であっても、床頭台のどこか使いやすい位置に取付け箇所を有すること。（ハイタイプ型の場合は、下記 11. の棚の使いやすい位置に設置されるタイプが望ましい。）
3. 食事用スライドテーブル、引き出し 1 段以上、タオル掛、コンセント（2 口）、足元灯が装備されていること。
4. 主材質は木製で、色合いについては患者が使用するものとして配慮されていること。  
 また、色合いについては契約時に最終決定できること。
5. 形状、機能、安全性、抗菌性及び耐久性が十分に考慮されたものであること。
6. 安全性を考慮した、角張らず丸みを持たせた加工が施されていること。
7. 床頭台下部に(ク)小型冷蔵庫がセットできる構造となっていること。
8. テレビの設置は床頭台からの落下防止のため、伸縮式や折畳式、天吊型のアームによる固定取付けとすること。（アームの可動域が広い方が望ましい、床頭台上面の有効スペースを確保するため、床頭台上面への据え置き設置は不可とする。手動でも電動でも可とする。また、背面収納型でも天面収納型でも可とする。）
9. 床頭台上面の端や隙間は、水分の侵入防止やカード等の小物の落下防止のため、コーキング等で埋めるなどの加工が施されておること。
10. 感染対策のため、通常よりも濃度の高い薬液（次亜塩素酸ナトリウムを含む溶剤など）を使用した清拭にも耐えうる加工が施されていること。
11. 床頭台上部にはミドルタイプ型の場合は TOP 天板が、ハイタイプ型の場合は棚が設置されていること。
12. 食事用スライドテーブルは有効寸法：W450mm×D330mm 程度以上のストッパー付きで、当該テーブルの奥に物が落ちないように、隙間を無くす工夫が施されていること。また、食事トレイの落下防止のため、前面に段差を設けていること。
13. 引き出しは 1 段以上有すること。引き出しは引き抜けない構造で、内部は樹脂製である

こと。また、引き出しのうち1段（1段しかない場合はその1段）が、(ク)セーフティーボックスとして使用できる構造であること。なお、ユニット用は、引き出し1段で、(ク)セーフティーボックスとして使用できる構造とすること。

14. タオル掛けは収納式で左右側面に設置されていること。
15. AC100V のコンセント差し込み口を2口有すること。コンセント（2口）のみ課金対象設備とすること。
16. 足元灯は人感センサー式であること。
17. キャスターは直径75mm以上のウレタン製の4輪キャスターで、一度の操作で4輪はすべて一括ロック又は一括ロック解除できる機能を有すること。
18. キャスターのロック操作は、手元の位置で行えること。また、手元の位置でロック有無の状態が目視で確認できること。
19. 患者が手をつくなど体重を掛けた場合に備え、転倒防止の対策が施されていること。
20. 移動時に支障がないよう、電源ケーブルやテレビアンテナ線の収納に配慮した構造であること。
21. 揮発性有機化合物（VOC）（特にホルムアルデヒド）について十分な対策が施されていること。
22. 上記記載の他、眼や耳の不自由な方や子供の利用を想定し、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていること。また、デザイン性や機能性に優れていること。
23. 杖ホルダー、フック、マグネットボードの設置については、契約時に設置要望があれば対応すること。契約時に軽微なデザイン変更があれば対応すること。

<必須以外の要件（事業者の提案）>

24. 精神科用の44台については、簡単に壊れない工夫がされていることが望ましい。
25. 小児用は子供向けにデザイン等が工夫されている提案は高く評価する。
26. 上記以外の有益な提案があれば、提案書にて具体的な設備・機能を提案すること。

#### (イ) 床頭台（間仕切り家具型）

<必須の要件>

##### ●KCNT用（ロッカー付き）

1. 床工事の必要のない自立型両面の間仕切り家具型床頭台であること。
2. 外形寸法は、W2,100mm×D550mm×H1,900mm程度以内（突起物を含まず）であること。制作時には現行品を確認、デザイン並びに備品配置は基本現行品（除菌BOXは不要）どおりとし、その他、現場の要望に可能な限り対応すること。
3. (エ)ベッドサイド情報端末モニタを床頭台への固定取付け型で提案する場合は、床頭台のどこかに使いやすい位置に取付け箇所を有すること。
4. 収納棚（上下収納棚と中央オープン収納棚）、ロッカー、下足箱、食事用スライドテーブル、引き出し1段以上、タオル掛、コンセント（2口）、ロールスクリーン、足元灯が装備されていること。
5. 主材質は木製で、色合いについては患者が使用するものとして配慮されていること。また、色合いについては契約時に最終決定できること。

6. 形状、機能、安全性、抗菌性及び耐久性が十分に考慮されたものであること。
7. 安全性を考慮した、角張らず丸みを持たせた加工が施されていること。
8. 床頭台下部に(ク)小型冷蔵庫がセットできる構造となっていること。
9. テレビの設置は床頭台からの落下防止のため、壁面設置又は床頭台上面への据え置き設置（床頭台上面の有効スペースはできるだけ確保すること。）とすること。
10. 床頭台上面の端や隙間は、水分の侵入防止やカード等の小物の落下防止のため、コーキング等で埋めるなどの加工が施されておること。
11. 感染対策のため、通常よりも濃度の高い薬液（次亜塩素酸ナトリウムを含む溶剤など）を使用した清拭にも耐えうる加工が施されていること。
12. 収納棚は内寸 W480mm 程度以上の上下収納棚と中央オープン収納棚で、頭側に配置されていること。上下収納棚は棚板 1 枚を備えた片開き（扉は頭側に開く構造又は右開き）収納棚で、扉用の消音ダンパーを有するなど工夫されていること。
13. 食事用スライドテーブルは有効寸法:W450mm×D330mm 程度以上のストッパー付きで、当該テーブルの奥に物が落ちないように、隙間を無くす工夫が施されていること。また、食事トレイの落下防止のため、前面に段差を設けていること。
14. 引き出しは 1 段以上有すること。引き出しは引き抜けない構造で、内部は樹脂製であること。また、引き出しのうち 1 段（1 段しかない場合はその 1 段）が、(ク)セーフティボックスとして使用できる構造であること。
15. ロッカーは内寸 W480mm 程度以上の下足箱付きで、足元側に配置されていること。ハンガーフックと棚板 1～2 枚程度を備え、扉は片開き（扉は足元側に開く構造又は右開き）又は両開きであること。
16. タオル掛け収納式で正面に設置されていること。
17. AC100V のコンセント差し込み口を 2 口有すること。コンセント（2 口）のみ課金対象設備とすること。
18. 足元灯は人感センサー式であること。
19. キャスターは直径 75mm 以上のウレタン製の 4 輪キャスターで、一度の操作で 4 輪はすべて一括ロック及び一括ロック解除できる機能を有すること。
20. キャスターのロック操作は、手元で行える位置に有すること。また、その位置でロック有無の状態が目視で確認できること。
21. 患者が手をつくなど体重を掛ける場合に備え、転倒防止の対策が施されていること。
22. 移動時に支障がないよう、電源ケーブルやテレビアンテナ線の収納に配慮した構造であること。
23. 正面中央上段には、光を遮るためのロールスクリーンが設置されていること。
24. 揮発性有機化合物（VOC）（特にホルムアルデヒド）について十分な対策が施されていること。
25. 上記記載の他、眼や耳の不自由な方の利用を想定し、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていること。また、デザイン性や機能性に優れていること。
26. 杖ホルダー、フック、マグネットボードの設置については、契約時に設置要望があれば対応すること。契約時に軽微なデザイン変更があれば対応すること。

●精神科用（ロッカーなしの予定）

27. 外形寸法は、W1,600mm×D550mm×H1,900mm 程度以内（突起物を含まず）であること。
28. ロッカーは現行品を使用する予定である。また、令和3年10月末竣工の精神科病棟の総室（北病棟2階：4床又は2床室）に配置する予定なので、竣工後、現場の実寸を行い、ロッカーを除く KCNT 構成及び仕様を基本として現場と打ち合わせのうえ、既定面積（6.4㎡以上 /1床、床頭台、ロッカーを除く面積）を確保でき、現行品ロッカーと上手く調和する間仕切り家具型床頭台を制作すること。制作時には精神科病棟の特殊性を考慮し、現場の要望に可能な限り対応すること。
29. 構成はロッカーを除く KCNT 構成及び仕様を基本とするので、上記 1. 及び 3.～26.（15. のロッカーの要件は除く、12. の収納棚はロッカーの配置による。）の要件を満たすこと。  
<必須以外の要件（事業者の提案）>
30. 精神科用の16台については、簡単に壊れない工夫がされていることが望ましい。
31. 上記以外の有益な提案があれば、提案書にて具体的な設備・機能を提案すること。

(ウ) テレビシステム

<必須の要件>

1. 19型以上（画面比率 16:9）の薄型液晶カラーテレビであること。
2. 地上波デジタルチューナー及び BS デジタルチューナーを内蔵していること。
3. 伸縮式や折畳式のアームによる固定取付けとすること。（アームの可動域が広い方が望ましい。床頭台上面の有効スペースを確保するため、床頭台上面への据え置き設置は不可とする。）
4. 上下左右に角度調整が可能で、使用時以外は床頭台背面の背板へ収納できること。
5. ワイヤレスリモコンによる操作が可能で、他のテレビとの干渉防止対策済みのものであること。リモコンの電池は事業者の費用負担とする。
6. ワイヤレスリモコンの操作ボタンは、文字、ボタンとも大きく操作がし易いと判断されること。リモコンには、床頭台からの落下防止の措置が施されていること。
7. 空きチャンネルを利用した入院案内放送（動画）や病院が作成した啓発動画等が無料で視聴できること。
8. 入院案内放送（動画）や病院が作成した啓発動画等については、テレビの頭出しで表示したり、専用ボタンをリモコンやテレビに搭載したりするなど、患者に分かり易くかつ、簡単に繰り返し視聴ができるように工夫されていること。これらの放送は、床頭台ユニットの使用を希望しない人でも視聴できる無料視聴とすること。
9. 動画の差替えが適宜行えること。

※7.～9.の機能については、(エ)ベッドサイド情報端末で実現する提案でも可とする。

テレビで実現する場合は、病院の意見を十分に取入れたうえで事業者の費用負担により入院案内に係るデータ作成、編集並びに必要なに応じて共聴工事を行い、事業開始日から放送できるように準備を整えること。また、内容に変更が生じた場合は、その都度、事業者の費用負担により作成、編集を行うこと。（大幅な変更は年1回程度とする。）

(エ)ベッドサイド情報端末で実現する提案の場合も同様とするが、情報端末で提案する場合は、音声での説明機能を有するとともに、病院側で作成した説明文書や動画をいつでも配信できる仕組みや機能を有すること。

10. 視聴は市場に一般市場に発売されている有線タイプのイヤホンが使用できること。ジャックはテレビ正面又は患者の分かりやすい箇所に有し、イヤホンジャックを抜いても音が漏れないこと。
11. 病院設置のテレビ共聴設備（アンテナ）が使用できるものであること。
12. 修理サービス体制が整った製品とし、すべて同一メーカーで統一すること。
13. テレビは課金対象とするが、「利用料を無料としたい有料個室への対応、利用料を無料にしたい人の対応（これは、どの部屋に入院しても無料とするケースを想定）、利用しない人の対応」のために、「無課金」にする仕組みや機能を有すること。この「無課金」の仕組みや機能は、床頭台に搭載されるすべての課金対象設備に同一方法で適用されること。

<必須以外の要件（事業者の提案）>

14. ワイヤレス（Bluetooth方式）のイヤホン、ヘッドホンが使用できること。
15. 多言語放送（多国語対応）が視聴できること。英語、中国語、韓国語を第一希望。
16. テレビ以外の Audio Visual エンターテイメントが提供できること。

（利用料は定額外有料＝利用料金とは別に利用者が負担する）

17. 上記以外の有益な提案があれば、提案書にて具体的な設備・機能を提案すること。

#### (エ) ベッドサイド情報端末

##### ●ベッドサイド情報端末

##### ◎端末ハードウェア

<必須の要件>

1. ベッドサイド情報端末モニターは、10インチ以上のカラー液晶モニターで、床頭台への固定取付け型又はタブレット型のタッチパネル式であること。
2. 端末の日時表示を正確に補正する機能を有すること。
3. 床頭台への固定取付け型モニターの場合は、看護師等の医療従事者（以下、「医療者」という）が容易に目視で確認並びに操作ができる位置（高さ）で、モニターのみが露出する床頭台内部への組み込み式であること。

##### ◎端末機能

<必須の要件>

4. 病院基幹ネットワークを介して、病院既設の電子カルテシステム（日本 IBM 社製 CIS+ Solution）と連携し、下記に列挙する機能を提供すること。なお、病院基幹ネットワークは、Dynamic VLAN 技術と DHCP 機能を用いて、MAC アドレス（群）毎、情報コンセント毎に特定のレンジの IP アドレスを割り当てる機能を有するので、これを活用すること。

（電子カルテシステムとの接続・改修等に要する費用は、電子カルテ側も含め、事業者において負担すること。電子カルテ側の費用は別途通知する。）

(ネットワーク設定に要する費用は事業者において負担すること。)

- 4-1. 患者情報と連携する機能を有すること。連携する患者情報は、次の情報とする。また、これら患者情報はベッドサイド情報端末モニタに自動表示され、適宜更新されること。
  - a) 患者名、担当医療従事者名、救護区分、感染症情報（感染経路を含むこと）、転倒転落危険度、禁忌部位、アレルギー情報
  - b) 電子カルテシステム内の患者情報の内、電子ピクトグラム化可能な情報。（表示できるピクトグラムアイコンを明示すること。）
- 4-2. 電子カルテシステムと連携し、ベッドサイド情報端末で次の機能を実現できること。
  - a) 病院が指定するピクトグラムアイコン、注意情報の自動表示及び更新。
  - b) 患者の診療に関する情報（食事情報は必須）を時系列に表示する機能。またこれらの情報は自動表示され、適宜更新されること。
  - c) 患者の転科・転床時等に使用する床頭台ユニットを変更した場合は、変更前の床頭台ユニットの情報を自動消去し、変更後の床頭台ユニットに直ちに当該患者の情報が表示されること。
  - d) 患者の退院時には電子カルテシステムと連携して、退院処理（初期化）が自動で行われること。また、手動による初期化も可能なこと。
  - e) 運用開始後であっても、ピクトグラムの仕様やデザインの追加、変更、削除、元号変更、不具合などが発生した時は、柔軟に対応すること。
- 4-3. BLE ビーコンバッチ（以下「ビーコン」という）のデータを取得する機能を有すること。
  - a) 医療者、医療機器及び褥瘡マットをビーコンに紐づけ、マスタ管理できること。
  - b) 近接しているビーコン（以下、「近接ビーコン」という）の内、医療機器及び褥瘡マットに紐づけられたビーコンを一覧で表示し、ビーコンを選択して当該床頭台に登録する機能を有すること。
  - c) 医療者に紐付けられた近接ビーコンを検知している場合、当該医療者を操作者として記録する機能を有すること。医療者に紐付けられた近接ビーコンを複数検知している場合に、操作者を選択する機能を有すること。
  - d) 患者が自らに紐付けるビーコンに登録する機能を有すること。
  - e) **上記 b で登録したビーコンが**、一定時間以上近接しなくなったり、他の床頭台に紐付けられたりした場合には、登録が自動で解除されること。
  - f) 近接ビーコン及び 4-3. b) の機能により登録されたビーコンの情報をログ（以下、「ビーコンログ」という）として保存し、API を通じて外部から取得できるようにすること。
  - g) ビーコンログの保存期間は 3 か月以上であること。
  - h) ビーコンログを、基幹ネットワーク上にある二次利用系データベースに定期送信すること。
  - i) 運用後であっても、不具合などが発生した時は、柔軟に対応すること。
- 4-4. 生体計測センサーのデータ（以下「バイタルデータ」という。）を、(オ)NFC (Type A/B/F) 情報入力装置経由で取得し、電子カルテシステムに送信する機能を有すること。

- a) 以下の NFC を搭載した生体計測センサーに対応すること。  
 テルモ社製体温計、テルモ社製血圧計、テルモ社製サチュレーションモニタ、  
 テルモ社製血糖測定器、オムロン社製体温計、オムロン社製血圧計、  
 オムロン社製サチュレーションモニタ、オムロン社製血糖測定器、  
 アークレイ社製血糖測定器
  - b) データ取得に医療者に紐付けられた近接ビーコンを検知している場合、当該医療者を記録者としてバイタルデータに付加して送信すること。医療者に紐付けられた近接ビーコンを複数検知している場合に、記録者を選択する機能を有すること。
  - c) 送信前に送信内容を医療者が確認し、不要なデータを送信しない機能を有すること。
  - d) 計測、及び、送信記録をログとして保存し、管理画面から確認できるようにするとともに、API を通じて外部から取得できるようにすること。
  - e) 生体計測センサーのログの保存期間は 3 ヶ月以上であること。
  - f) 運用後であっても、不具合などが発生した時は、柔軟に対応すること。
- 4-5. 医療者が使用するスタッフ画面を有し、4-3. 及び 4-4. に必要な操作が行えること。
- 4-6. アンケート調査を病院で配信でき、患者がベッドサイド情報端末モニタにて回答できる機能を有すること。
- 4-7. 全部又は病院が指定する箇所について、多言語対応（英語、中国語、韓国語は必須）による表記又は日本語との併記を行うこと。

< 必須以外の要件（事業者の提案） >

- 4-8. 患者自身によるバイタルデータ送信を提案する場合は、患者自身による送信であることを電子カルテシステム側に通知し、電子カルテシステムで医療者が確認して取り込める機能。
- 4-9. Android 携帯電話等を BLE ビーコンバッチの代わりに利用する提案。
- 4-10. ビーコンのデータを取得する機能において、複数床頭台で計測した場合には、最も確からしい床頭台を推定する機能。
- 4-11. リモート面会機能。（利用料は定額外有料）  
 ※一般的 SNS/テレビ会議ソフトウェアを使う場合には、退院・転院時のアカウント削除等を確実にすること。
- 4-12. 院内店舗（ローソン、タリーズ等）へのデリバリーオーダー（決済を含む）を行う機能。（手数料は定額外有料）
- 4-13. クレジットカード等による退院時事前決済受付機能。クレジットカード等受付入力装置（床頭台内蔵又は外付け）を併せて提案すること。（手数料は定額外有料）

◎セキュリティ管理機能

< 必須の要件 >

5. 下記に列挙する情報セキュリティ管理を行うこと。
- 5-1. 端末の紛失又は盗難があった場合に備え、端末内に保有並びに保存できる患者情報は患者 ID のみとし、患者情報等は端末内に保有並びに保存しないシステムであること。

- 5-2. 患者や医療者が一定時間以上床頭台から離れたり、無操作状態が継続されたりした時にはモニタの情報が自動的に隠れる、患者や医療者が所定の操作をすることにより指定した部分の情報が隠れるなど、個人情報保護に配慮した機能を有すること。
- 5-3. マルウェア及びネットワーク経由での不正アクセス対策が施されていること。
- 5-4. OS/アプリ/マルウェア対策パターンファイルの更新を行うこと。

◎その他

<必須以外の要件（事業者の提案）>

- 6. ベッドサイド端末全般（端末ハードウェア、端末機能、セキュリティ管理機能）について、上記以外の有益な提案があれば、提案書にて具体的な設備・機能を提案すること。

●ベッドサイド情報端末サーバ

<必須の要件>

- 7-1. ベッドサイド情報端末サーバは、以下の性能・機能を有し、提供ソフトウェアが適切な速度で稼働する構成とすること。
- 7-2. 本システム全体の稼働状況、ログ等を提示し、ビーコンや、各種マスタ管理項目の登録等が行える管理画面を有すること。
- 7-3. 電源・ネットワーク・CPU等のモジュールを冗長化構成にするなど、一部が故障しても無停止でサービスできる構成とすること。
- 7-4. オンプレミス型で構成する際には、EIA規格に準拠した19インチラックにマウントする構造であること。3U以下のサイズであること。
- 7-5. 障害時に早期復旧ができるようバックアップの仕組みを構築すること。
- 7-6. サーバの稼働状況を遠隔監視できる仕組みを構築すること。
- 7-8. ウイルス対策が施されていること。
- 7-9. OSの更新を行うこと。
- 7-10. 以下の要件を備えた総合セキュリティアプライアンスを備えていること。
  - a) 事業期間中、継続的にシグネチャを最新の脅威に対応できるよう更新するライセンスを有すること。
  - b) トラフィックの処理とは別に、シグネチャに基づき悪意のあるコンテンツを検出するプロセッサを有すること。
  - c) アノマリベースの不正侵入検知及び防御、チェックサムオフロード、並びにパケットデフラグを行うプロセッサを有すること。
  - d) ファイアウォールスループットは900Mbps以上であること。
  - e) ファイアウォール同時セッション数は、500,000セッション以上であること。
  - f) ファイアウォール新規セッション数は、10,000セッション/秒以上であること。
  - g) IPSスループットは200Mbps以上であること。
  - h) Webトラフィックをフィルタリングする機能を有すること。

<必須以外の要件（事業者の提案）>

- 7-11. 上記以外の有益な提案があれば、提案書にて具体的な設備・機能を提案すること。



●BLE ビーコンバッチ

<必須の要件>

- 8-1. Bluetooth Low Energy (BLE)により、(エ)ベッドサイド情報端末と通信する機能を有すること。
- 8-2. BLE の発信間隔を調整する機能を有すること。
- 8-3. 追加を適正な価格で追加購入できること。(購入価格(概算)を明示すること。)
- 8-4. 7-2. の管理画面で管理できること。

<必須以外の要件(事業者の提案)>

- 8-5. Android 携帯電話等を BLE ビーコンバッチの代わりに利用する提案。
- 8-6. 上記以外の有益な提案があれば、提案書にて具体的な設備・機能を提案すること。

(オ) NFC (Type A/B/F) 情報入力装置

<必須の要件>

1. NFC (ISO/IEC18092 規格(NFC IP-1)及び ISO/IEC14443 規格(Type-A/Type-B)) によるデータ読み取り機能を有すること。
2. 読み取ったデータを(エ)ベッドサイド情報端末へ送信する機能を有すること。

<必須以外の要件(事業者の提案)>

3. 上記以外の有益な提案があれば、提案書にて具体的な設備・機能を提案すること。

(カ) Blu-ray 再生機

<必須の要件>

1. 外付けで床頭台に接続可能なこと。
2. ワイヤレスリモコンによる操作が可能で、他の Blu-ray 再生機との干渉防止対策済みのものであること。リモコンの電池は事業者の費用負担とする。テレビと同一のリモコンで操作できることが望ましい。
3. 修理サービス体制が整った製品とし、すべて同一メーカーで統一すること。
4. Blu-ray 再生機は課金対象とするが、「利用料を無料としたい有料個室への対応、利用料を無料にしたい人の対応(これは、どの部屋に入院しても無料とするケースを想定)、利用しない人の対応」のために、「無課金」にする仕組みや機能を有すること。この「無課金」の仕組みや機能は、床頭台に搭載されるすべての課金対象設備に同一方法で適用されること。

<必須以外の要件(事業者の提案)>

5. 上記以外の有益な提案があれば、提案書にて具体的な設備・機能を提案すること。

(ク) 小型冷蔵庫

<必須の要件>

1. 容量 20 リットル以上の冷蔵庫(保冷庫は不可)であること。(容量はより大きいものを、高く評価する。)
2. 修理サービス体制が整った製品とし、すべて同一メーカーで統一すること。

3. 床頭台下部にセットできる引き出し式であること。
4. 静音（20dB 以下）、低振動設計で、ベルチェ方式（コンプレッサー方式は不可）であること。
5. 閉め忘れ防止のオートクロー징機能を有すること。
6. 消費電力が少ない省エネに優れているものであること。
7. 霜取り機能を有すること。
8. 稼働状況がランプ等の目視で確認できること。
9. 小型冷蔵庫は課金対象とするが、「利用料を無料としたい有料個室への対応、利用料を無料にしたい人の対応（これは、どの部屋に入院しても無料とするケースを想定）、利用しない人の対応」のために、「無課金」にする仕組みや機能を有すること。この「無課金」の仕組みや機能は、床頭台に搭載されるすべての課金対象設備に同一方法で適用されること。

<必須以外の要件（事業者の提案）>

10. 庫内に冷凍庫を有すること。
11. 上記以外の有益な提案があれば、提案書にて具体的な設備・機能を提案すること。

#### (ケ) セーフティーボックス

<必須の要件>

1. 引き出し1段が、セーフティーボックスとして使用できる構造であること。
2. 長財布が収納できる大きさであること。
3. 鍵（シリンダーキー、カードキー、デジタルキー、キーレスタイプの施錠など、仕様は問わないが、デジタルキー、キーレスタイプの施錠が望ましい。）を有し、他のセーフティーボックスの開錠及び施錠ができない対策を施していること。
4. 物理キーの場合、鍵の複製が困難なものとすること。
5. 患者が鍵を紛失した場合はマスターキーで開錠できること。
6. 鍵を紛失、破損した場合は、鍵又はシリンダー等の交換が可能なものであること。交換費用は本契約に含まれるものとする。
7. 盗難防止機能を有すること。

<必須以外の要件（事業者の提案）>

8. 上記以外の有益な提案があれば、提案書にて具体的な設備・機能を提案すること。

#### (コ) 課金装置

<必須の要件>

1. 事業者の提案内容によって、必要な場合は設置（床頭台内蔵）すること。
2. キャッシュレス決済（交通系電子マネー、その他の電子マネー、クレジットカード）が利用できる仕組みや機能を有すること。

<必須以外の要件（事業者の提案）>

3. 上記以外の有益な提案があれば、提案書にて具体的な設備・機能を提案すること。

## 5 床頭台ユニットに係る提供サービス

### (1) 床頭台ユニットのメンテナンスサービス

#### ① 取扱説明書・パンフレット

どのような利用者が見ても、床頭台ユニットの利用方法及び利用料金が容易に分かるように作成すること。利用者より当該取扱説明書・パンフレットの記載内容が分かりにくい等に苦情があった場合は、迅速かつ誠実に説明を行い、必要に応じて、記載内容を修正した取扱説明書に差し替える等の対応を講じること。

#### ② 床頭台ユニットの予備品

設備の故障、汚損、破損等による不具合が生じた場合や病床再編に備え、リース台数(レンタル台数)以外に適切な数量の予備品(次表の「病院予備数」程度、これは今後7年間のうちの病床削減を考慮したもの)をそれぞれ構成備品ごとに事務所・倉庫に確保すること。この数量を含めた総数をリース台数(レンタル台数)とすること。次表の「病院予備数」が少ないと判断される場合は、具体数を提案すること。また、事業期間中7年間の予備数を次表の「予備合計数」とするので、「病院予備数」が少なくなってきたら適宜補充して、日常の利用サービスに支障がないようにすること。これらは全て事業者自らの負担(費用と責任)で用意すること。

事業期間後半になり予備合計数でどうしても不足する状況が発生した時は、双方協議のうえ、この取り扱いを決定するものとする。また、床頭台ユニット セットC～セットEを増設する場合は、別途有償で購入するものとするが、メンテナンスサービスについては、本事業契約内で対応するものとする。床頭台ユニット一般用・小児用を追加で有償購入した場合のメンテナンスサービスについても同様とする。

床頭台ユニットセットの予備	病院予備数	事業者予備数	予備合計数
(ア)床頭台ユニット 一般用：セットA	10セット	5セット	15セット
(イ)床頭台ユニット 小児用：セットB	2セット	0セット	2セット
構成備品単品の予備	病院予備	事業者予備	予備合計
(ウ)テレビシステム	3台	2台	5台
(エ)ベッドサイド情報端末	5台	5台	10台
(オ)NFC (Type A/B/F) 情報入力装置	3台	2台	5台
(カ)Blu-ray 再生機	2台	0台	2台
(キ)小型冷蔵庫	3台	2台	5台
(ク)セーフティーボックス	3台	2台	5台

#### ③ 日常メンテナンスサービス

(ア) 日常メンテナンスは、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、京都大学創立記念日(6月18日)を除く、月曜日から土曜の8時30分から17時00分まで対応すること。

(イ) 日常メンテナンスは、責任者1名、その他適切な人員数を上記の時間、専任で常駐させて対応すること。日常メンテナンスの内容の詳細は、下記(ウ)以降に記載のとおりであり、これらは本事業契約に含むものとして、全て事業者自らの負担(費用と責任)で実施するこ

と。また。常駐スタッフは、日常メンテナンスの他、「(2)入院時の同意説明・利用料金の収納」に関する対応も行うこと。

- (ウ) 一般病棟については、毎日巡回し、当日退院の患者の床頭台ユニットの清拭及びメンテナンスを実施すること。
  - ・床頭台及び構成備品の不具合がないか確認すること。不具合品を発見した場合は、予備品と交換する、或いはその場で修理又は応急処置を行うなど、日常の使用に支障がないように適切な対応を行うこと。
  - ・冷蔵庫については、庫内は当然のこと、床頭台から取り出して周りも清拭すること。
  - ・感染症患者が使用したものについては、病院が指定する方法で清拭等を実施すること。
  - ・退院患者の情報は病棟マップで提示する。
  - ・患者の忘れ物を発見した場合は、何号室の床頭台ユニットか確認し、病棟責任者（看護師長又は副看護師長）にその旨を伝え、忘れ物を届けること。
  - ・退院患者分以外に不具合や修理が必要な備品がないか病棟責任者（看護師長又は副看護師長）に確認すること。不具合品があった場合は、予備品と交換する、或いはその場で修理又は応急処置を行うなど、日常の使用に支障がないように適切な対応を行うこと。
  - ・電池残量チェッカーで電池残量を確認し、残量が少ないものは交換を行うこと。
  - ・「課金 or 無課金」の設定が必要な場合は、その設定を行うこと。
- (エ) ユニット病棟（中病棟 1 階、3 階）については、毎日巡回し、不具合や修理が必要な備品がないか病棟責任者（看護師長又は副看護師長）に確認すること。不具合品があった場合は、（予備品がないため）当面使用しないユニットと交換する、或いはその場で修理又は応急処置を行うなど、日常の使用に支障がないように適切な対応を行うこと。
- (オ) 病棟から故障、不具合や修理の依頼に関する電話があった場合は、原則 1 時間以内に病棟に確認に行き、予備品と交換する、或いはその場で修理又は応急処置を行うなど、日常の使用に支障がないように対応を行うこと。
- (カ) 患者がセーフティーボックスの鍵を紛失、破損した場合は一旦マスターキーで開錠し、速やかに鍵又はシリンダー等の交換を行うこと。
- (キ) 床頭台ユニットに起因するトラブル又は患者からの苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応し、毎日の日報で、病院医務課入院掛に報告すること。

#### ④ 修理メンテナンスサービス

- (7) 常駐スタッフで対応できない修理メンテナンスについては、定期的（週 1 回程度）又は適宜、修理メンテナンス担当者が来院して修理を行う、或いは販売店に修理に出す、修理代替品を供給するなどの修理メンテナンス体制を構築すること。
- (イ) 通常の使用や経年劣化による故障に対する修理並びに修理代替品の供給については、その費用は本事業契約に含むものとして、これらは全て事業者自らの負担（費用と責任）で実施すること。
- (ウ) 電化製品、ベッドサイド端末において、事業契約期間内において、一般市場がモデルチェンジされ、病院が機能面で著しく陳腐化したと判断された場合は、これを入れ替えること。なお、その費用については、双方協議のうえ、決定する。

(エ) 通常の使用以外の故意による故障に対する修理については、その費用は有償とし、事業者からの請求に基づき、別途病院が支払うものとする。

⑤ ベッドサイド端末のメンテナンスサービス

(ア) ベッドサイド端末に係るメンテナンスサービスについては、③日常メンテナンス、④修理メンテナンスに追加して、以下のメンテナンスを本事業契約に含むものとして、これらは全て事業者自らの負担（費用と責任）で実施すること。

- ・ ベッドサイド情報端末サーバサーバの定期点検（リモート点検可）
- ・ 各種リモート対応（システム更新、リモートでの不具合調査、障害時の対応など）
- ・ 稼働状況のモニタリング（半自動でモニタリングし、故障等を速やかに検知すること）
- ・ 端末機能のアップデート（新規機能や入れ替えのアップデートも含む）
- ・ 軽微なカスタマイズ
- ・ インターネット回線使用料
- ・ 各種手数料、利用料
- ・ 入院案内放送（動画）や病院が作成した啓発動画の作成、編集、配信

※テレビによる実現の場合も同様とする。また、内容に変更が生じた場合は、その都度、事業者の費用負担により作成、編集を行うこと。（大幅な変更は年1回程度とする。）

(イ) ベッドサイド端末のメンテナンスは、コールセンター窓口、インターネットによる窓口や時間外窓口の体制を有し、日曜日、祝日等を含む毎日7時00分から21時00分まで、障害発生との連絡を受けられる体制を有すること。システムトラブルは、故障検知或いは故障や不具合の報告を受けてから1時間以内に問題対応に着手し、着手後1時間以内に問題の切り分けを行い、病棟責任者（看護師長又は副看護師長）或いは医療情報管理掛担当者に発生した事象並びにその対応策についての説明、報告を行うこと。

(ウ) 経済産業省・総務省「医療情報を取り扱うシステム・サービス提供事業者における安全管理ガイドライン」に準拠した管理体制をとり、病院と協議の上で定期的に Service Level Agreement の更新を行うこと。

⑥ メンテナンスに係る体制及び内容について病院から改善を求められた場合は、事業者並びに責任者は事実を確認し、速やかに対処すること。

## (2) 入院時の同意説明・利用料金の収納方法

### ① 床頭台ユニット利用に対する患者・家族への同意説明

(ア) 利用に関する案内を、ベッドサイド端末またはテレビ画面、及びパンフレット等を用いて行う仕組みや機能を有すること。

(イ) 利用方法及び支払方法について、利用者自らがベッドサイド端末により説明を受けるか、患者総合サポートセンター入退院受付窓口でベッドサイド端末を用いて説明を受けて、同意を得る仕組みや機能を有すること。また、同意を得られてから使用を開始できる仕組みや機能を構築すること。

## ② 利用料金（定額）の収納方法

- (ア) 利用料金の収納は、利用者自らがベッドサイド端末により申し込みするか、患者総合サポートセンター入退院受付窓口で申し込みするかにより手続きを行い、使用を開始する。利用料金はキャッシュレス決済（交通系電子マネー、その他の電子マネー、クレジットカード）ができるようにすること。また、キャッシュレス決済ができない利用者のために、利用者の利便性も考慮した上で適切な支払方法を構築すること。
- (イ) 利用状況を適切に管理して利用料金の収納を行うこと。また月次にて収納額を病院に報告すること。収納報告には、事業者の収納システム等から出力される明細書が添付されることが望ましい。
- (ウ) 収納した利用料金は、その全額を月次にて、病院の指定する期日までに病院指定の銀行口座に振り込むこと。
- (エ) 必須以外の要件（事業者提案）のサービスの利用料金の取り扱いについては、定額内に含めるか定額外利用料とするか含め、事業者の提案による。但し、一般社会で有料な外部サービスの利用を必須以外の要件（事業者提案）で提案する場合の利用料は、キャッシュレス決済（交通系電子マネー、その他の電子マネー、クレジットカード）の定額外料金とすること。
- (オ) 回収不能の利用料金に関する取り扱いは、事業者の提案による。
- (カ) 上記「3 事業内容等 (4) 事業スキーム（別表1参照）」に記載の事業スキーム（予定）と別のスキーム（自主運営型）を提案する場合は、(ア)以外はこの限りではない。

## 6 インフラ設備等条件

本事業の床頭台ユニットに係るインフラ設備等（一次側設備）は、「3 事業内容等」によるものの他、以下のとおりとする。

### (1) 床頭台ユニット設置場所（病室：ベッド周り）

電気設備	電気容量	単相2線式100V 15A
	コンセント設備	コンセント2口×1
	テレビ端子	テレビ端子×1
ネットワーク環境	有線LAN	1000BASE-T 情報コンセント×1 (100BASE-TX/10BASE-T互換) RJ45ジャック
	無線LAN	802.11/a/b/g/n/ac、周波数帯：2.4GHz/5GHz、 暗号化方式：WPA2-PSK/AES
	情報ネットワークは、既設基幹ネットワーク上に1VLAN以上を用意する。	
ネットワークに関する事業者負担等	情報ネットワークの設定、BLEビーコンバッチ基地局の設置及び通信機能の構築は、事業者自らの負担（費用と責任）により行うこと。 加えて、病院の提供できるネットワークの有効帯域が事業者の想定に対して不足する場合には、必要なネットワーク整備は事業者自らの負担（費用と責任）により行うこと。	

	また、病院からインターネットへの経路については、病院の指定する建物（本学吉田電話庁舎）まで、京都大学が指定する接続料（1回線 月額 350円（税抜））を含めて、事業者自らの負担（費用と責任）により用意すること。
--	---

病院が用意する上記の一次側設備以外の設備及び「4 床頭台ユニットの構成備品等」に記載の必須以外の要件（事業者の提案）を実現するためのインフラ設備は、全て事業者自らの負担（費用と責任）により用意すること。なお、設備工事については、病院が指定した工事業者にて実施するものとする。

## (2) 事務所・倉庫

建築	建物／居室名	中病棟3階 倉庫1、2（2部屋）
	面積	53㎡（倉庫1：26㎡ 倉庫2：27㎡）
	鍵	テンキー設置済み
	什器・備品	事務机／椅子、ミーティングテーブル／椅子、ロッカーは病院で用意する。それ以外に必要な什器・備品、電化製品（冷蔵庫、電子レンジ）、事務用品、パソコン、自社システム等は、全て事業者自らの負担（費用と責任）により用意すること。
給排水設備	給水・給湯	流し台、手洗い それぞれ1台設置済み
	ガス	設置は不可
空調換気設備	空調	各室：中央による24時間換気
	換気	各室：エアコン×1台
電気設備	電気容量	倉庫1:単相2線式100V 15A×5 倉庫2:単相2線式100V 15A×2
	電灯	各室:LED40型×4灯
	コンセント設備	倉庫1:コンセント2口×7 倉庫2:コンセント2口×4
	放送設備	有（業務放送及び非常放送兼用）
	電話・FAX設備	各室:電話コンセント×1, テレビ端子×1
	情報設備	各室:LANコンセント×1
防災設備	自動火災報知設備は設置済み	

病院が用意する上記の整備以外は、全て事業者自らの負担（費用と責任）により用意すること。なお、設備工事については、病院が指定した工事業者にて実施するものとする。

## (3) その他

(エ) ベッドサイド情報端末サーバ	医療情報企画部サーバ室
〃 ビーコン管理画面又は端末	看護部管理室
(エ) ベッドサイド情報端末（入院受付窓口用）	患者総合サポートセンター 入退院受付窓口

上記設置場所の一次側設備は、すべて病院で用意する。

## 7 床頭台ユニットの利用料金

利用料金は、1日：300円～400円（税別）の定額制を予定している。但し、課金対象設備の利用を希望しない患者からの徴収は行わず、別表2「床頭台ユニット設置場所一覧表（予定）」に示す一部の有料個室での使用を無料（課金対象外）にする運用とする。

最終的な利用料金は、事業者の提案に基づき病院と事業者が協議のうえ決定するが、病院としては収支バランスが取れる運営を希望している。よって事業者は、床頭台ユニット設備費とインフラ設備費の初期費用及びランニングコストを病院が一切負担することがないような利用料金を提案することを原則とする。但し提案にあたり、1日：300円～400円（税別）で費用が収まらない場合には、①病院の負担が一切ない利用料金の提案、②本要求水準書に記載の必須の要件や条件を変更することで、1日：300円～400円（税別）で費用が収まる提案（要求水準書の変更内容と変更を実施した場合の利用料金）の2つの提案を提出すること。また、可能であれば、本事業スキームに沿った業務委託型と自主運営型の両方の提案を提出すること。

必須以外の要件（事業者提案）のサービスの利用料金の取り扱いについては、上記の定額内に含めるか定額外利用料とするか含め、事業者の提案による。但し、一般社会で有料な外部サービスの利用を必須以外の要件（事業者提案）で提案する場合の利用料は、キャッシュレス決済（交通系電子マネー、その他の電子マネー、クレジットカード）の定額外料金とすること。

回収不能の利用料金に関する取り扱いは、事業者の提案による。

## 8 放送受信契約及び放送受信料等の支払い

事業者は、自らの負担（費用と責任）において、病室に設置したすべてのテレビシステムについて日本放送協会（NHK）と放送受信契約（種別は衛星契約とする。）の締結を行い、当該契約に基づき日本放送協会（NHK）に毎年放送受信料日本放送協会（NHK）に支払うものとする。その他事業者は、外部サービスの利用の手数料や年会費等についてもサービス提供会社と契約の締結を行い、サービス提供会社に毎年の手数料や年会費を支払うものとする。

## 9 必要経費の負担区分

床頭台・ベッドサイド端末設置・運営等事業に関する病院と事業者に係る必要経費の負担区分は、次表のとおりとする。

項 目	負担区分	
	病院	事業者
公募の参加申込手続及び契約締結に要する費用		●
床頭台ユニットの導入に係る費用 (システム構築費、搬入、設置及び調整に係る費用を含む。)		●
ベッドサイド端末に係る電子カルテ（KING）接続・改修等に要する費用及びネットワーク設定に要する費用 (電子カルテ側の改修費用も含む)		●



床頭台ユニットのメンテナンスサービスに係る費用 (要求水準書に記載のメンテナンスサービスの費用)		●
常駐スタッフの人件費		●
利用料金の収納業務に関する費用 (収納システム構築費用、外部サービスの利用料や手数料も含む)		●
メンテナンス用の消耗品 (清拭に係るもの、リモコンの電池など)		●
患者の故意又は過失により発生した床頭台ユニットの修理費	患者本人 又は病院	
床頭台ユニット及び構成備品の台数追加	●	
床頭台ユニット設置場所のインフラ設備等 (一次側設備)	●	
床頭台ユニット設置場所のインフラ設備等 (一次側設備以外)		●
情報ネットワークの設定、BLE ビーコンバッチ基地局の設置及び通信機能の構築		●
病院の提供できるネットワークの有効帯域が事業者の想定に対して不足する場合		●
事務所の一次側設備、電話、PHS、 <b>光熱水費 (業務委託型の場合)</b> 、要求水準書に記載の什器備品	●	
事務所のインターネット・FAX など通信費、電化製品、 <b>光熱水費 (自主運営型の場合)</b> 、事務用品、パソコン等		●
必須以外の要件や設備を導入するための各種費用		●
NHK 放送受信契約手続きに要する費用及び放送受信料		●
外部サービスの利用の手数料や年会費等		●
常駐スタッフの故意又は過失により発生した床頭台ユニットや建物の損害に係る修繕費		●
傷害保険、賠償保険、動産総合保険等に関する費用		●
修理不能になった床頭台ユニット等の廃棄費用 (家電リサイクル費用を含む)		●
その他、床頭台・ベッドサイド端末設置・運営等事業に係る経費		●
事業終了に伴う事務室・倉庫等の原状回復に係る費用 床頭台ユニットの現品回収、搬出に係る費用		●

## 10 損害賠償等

- (1) 事業者は、自らの責に帰すべき理由に病院が事業のために提供する居室及び病院施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うものとする。但し、事業者の負担により原状に回復した場合は、この限りではない。
- (2) 前記(1)に定める場合のほか、事業者は、募集要項に定める義務を履行しないために本事業並びに病院に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うも

のとする。

- (3) 第三者に生じた事故が病院の責に帰さない理由による場合は、事業者がこれを補償すること。
- (4) 地震等の災害により、床頭台ユニットの全部又は一部が滅失又は毀損したときは、病院及び事業者は速やかな復旧に努めるとともに、病院と事業者が協議を行い当該復旧に係る費用負担を決定するものとする。
- (5) 利用者とのトラブル等は迅速かつ誠実に対応することとし、必要に応じて、その内容等を病院に報告すること。
- (6) 当事業を実施するにあたり、事業者は傷害保険、賠償保険、動産総合保険等に参加するなど対策を講じること。

## 1 1 原状回復

事業終了時には、事業者自らの負担で整備した部分は、原則として、原状回復（撤去等）するものとするが、病院と事業者の協議が整えば、この限りではない。

床頭台ユニットの現品回収及び搬出に係る費用は事業者の負担とする。

## 1 2 運営に当たっての留意事項

- (1) 事業者は、病院が事業のために提供する居室を床頭台・ベッドサイド端末設置・運営等事業以外の用途に使用してはならない。
- (2) 常駐スタッフ及び修理メンテナンススタッフは、清潔感のあるユニフォームを着用し、ネームプレートを付けて業務に当たるとともに、患者及びその家族に対しては親切丁寧な接遇に努めること。
- (3) 常駐スタッフに対しては、病院という特殊性を考慮し、年1回の定期健康診断とインフルエンザワクチンの接種を実施するとともに、院内感染防止対策を講じて業務を行うことを厳守すること。万が一、常駐スタッフが感染症等に感染した場合には、即時に病院に報告のうえ、その指示に従い、当該スタッフへの措置及び他の者に感染が広がることがないように対策を迅速に講じること。
- (4) 病院敷地内及び周辺道路は終日全面禁煙のため、その旨常駐スタッフに徹底させること。
- (5) 京都大学及び京都大学医学部附属病院の個人情報管理に関する各種規定に準拠すること。